

指令第 37 号

一般廃棄物処理業許可証

事業所所在地 福島県いわき市泉町下川字大剣326番20

事業所名 常光サービス株式会社

代表者名 代表取締役 野崎 裕康

双葉地方広域市町村圏組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条の規定により、次の条件を付して（一般廃棄物処理業）を許可する。

記

許可期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
収集区域	双葉郡内一円

許可条件

- (1) 本許可証は一般廃棄物収集運搬業に限ること。
- (2) 搬入廃棄物は、一般廃棄物に限り、産業廃棄物は搬入しないこと。
- (3) 一般廃棄物を運搬する際は、飛散防止に努めること。
- (4) 搬入者は係員の指示に従うこと。

令和6年4月1日

双葉地方広域市町村圏組合

管理者 篠木 弘



この許可証（写）は、①契約書に添付、②許可証更新による利用、③許可内容確認の閲覧以外に使用された場合は無効と致します。